(様式第42号)

結核に係る健康診断(事業所)月報

あかし保健所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　　年　　　月分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実 施 者 |  名　称 所在地 代表者 TEL　　　　　　　　　　FAX E-mail 　　　 　（担当者 　 　 　　　） | 実施者種別 | １.事業者２.学校長３.施設の長４.市町村長 |
| 対象者区分 | **事業者** | **学校長** | **施設の長** | **市町村長** | **備　考** |
| 業務従事者 | 入学年度 | 収容者 | 一般住民 |
| □学校(教)職員□病院･診療所･　介護老人保健　施設等の職員□施設の職員　で業務に従事 | □大学等□高等学校等□専修(専門)　学校 | □刑務所　(20歳以上)□特養･養護･　知的施設等(65歳以上) | □65歳以上の者□市町村長が必要と認める者 | □乳幼児(BCG)□市長村長　が必要と　認める者 |
| 対象人員　① |  |  |  | (　　　) | [　　　] | □年度対象人員□対象追加報告 |
| 受診人員　② |  |  |  | (　　　) | [　　　] | □年度受診人員□受診追加報告 |
| 未受診者数③ |  |  |  | (　　　) | [　　　] |  |
|  | 未受診理由 |  |
| 一次検査　④ | 間接撮影者数 |  |  |  | (　　　) |  | <再掲>法第53条の4及び５(他で受けた健診等)⑤　　　　人 |
| 直接撮影者数 |  |  |  | (　　　) |  |
| 喀痰検査 注) |  |  |  | (　　　) |  |
| その他の検査（T-SPOT,QFTなど） |  |  |  |  |  |  |
| 要精密検査者数 |  |  |  | (　　　) |  |  |
|  | 精密撮影者数 |  |  |  | (　　　) |  |
|  | 喀痰検査者数 |  |  |  | (　　　) |  |
| 被発見者数 | 結核患者数 |  |  |  | (　　　) |  |
| 潜在性結核感染症患者 |  |  |  |  |  |
| 結核発病のおそれがあると診断された者 |  |  |  | (　　　) |  |

記入上の注意

受付

１　｢実施者種別｣の欄は、該当するものの数字を○で囲むこと。都道府県知事又は市町村長が所属の

職員について実施したときは、事業者として報告すること。

２　｢対象者の区分｣の欄については、該当する項目の□にレ印又は塗りつぶすこと。

３　未受診者理由欄については、その理由を詳細に記入すること。

４　報告時に一次検査未受診として報告し、後日、受診が判明した場合については、判明した者につい

て追加報告願います。

この場合、備考欄の対象･受診追加報告の□にレ印又は塗りつぶすこと。

５　喀痰検査 注)は、エックス線撮影検査ができない人を対象に実施した喀痰検査件数を計上願います。

６　市町村長が必要と認める者の健診を実施した場合、(　)書きで外書きしてください。

７　市長村長が認める生後1歳～4歳に達する者にBCG接種した場合、[　　]書きで外書きしてください。

８　裏面の注意事項をよく読んで下さい

**結核に係る健康診断（事業所）月報　Ｑ＆Ａ**

平素は、保健衛生行政に多大なるご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

結核に係る健康診断に関して質問の多い事項をＱ＆Ａとしてまとめましたので、ご参照ください。

1. いつの時期の分を報告するのですか？

　　→令和6年4月から令和7年3月実施分の報告をお願いします。

②ＦＡＸ報告でもよいか？

　　→可能です。様式等の問合せはあかし保健所保健予防課：TEL　078-918-5421までご連絡下さい。

③現在、休業中ですが、報告の必要はありますか？

　　→お手数ですが、当所まで休業している旨をお知らせ願います。（廃業も含む）。

　　　あかし保健所保健予防課：ＴＥＬ　078-918-5421

④非常勤職員も対象となりますか？

　　→常勤的非常勤（常勤勤務日数の３／４程度勤務する者）は対象となります。

　　　その他は事業主側で判断してください

⑤対象者は具体的にどういう者が該当しますか？

　　→基本的に結核患者と接触しうるものとなります。厳密な基準はありませんので、全職員を対象としても差し支えありません。

⑥会社の付属診療所ですが、従業員全員が対象となるのですか？

　　→付属診療所の職員だけが対象となります。

　　　従業員については労働安全衛生法に基づく定期検診が必要です。別途、当所への報告義務があるのは付属診療所の分のみです。

⑦定期健康診断は実施していないのですが、実施しなければいけませんか？

　　→事業主には法的に実施義務があります。最低限、常勤の従業員には健康診断を実施する必要があります。健康診断実施後、報告書を提出願います。

⑧５月に従業員の定期健康診断（胸部Ｘ線検査）を実施したのですが、また実施しなければなりませんか？

　　→対象期間内に実施済の場合は、今回の報告書提出の為に、再度の検査を実施する必要はありません。5月に実施した分を報告してください。

⑨昨年度分の報告書の提出を忘れていましたが、報告は必要ですか？

　　→対象期間外の分を改めて提出いただく必要はありません。今回分から継続して提出をお願いします。

⑩直接撮影と間接撮影の違いは？

　　→病院や診療所で撮影された場合は直接撮影、健診バス等で撮影された場合は間接撮影であることが多いです。実施受診機関にお問い合わせください。